

京都市告示第369号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成15年10月29日付けで認可した周山大区について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年9月8日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名	代表者の住所及び所在地	(期間)
磯部 進	京都市右京区京北周山町 上代29番地の3	平成29年4月1日から 令和3年4月10日まで
栗山 元伸	京都市右京区京北周山町 渕ノ上16番地	令和3年4月11日から 令和7年6月9日まで
仲畑 裕志	京都市右京区京北周山町 泓26番地の4	令和7年6月10日から

(文化市民局地域自治推進室)